

(二) 入所定員が41人以上60人以下の場合	
a 区分A	286,100円
b 区分B	272,900円
c 区分C	246,500円
(三) 入所定員が61人以上90人以下の場合	
a 区分A	254,900円
b 区分B	247,700円
c 区分C	228,700円
(四) 入所定員が91人以上の場合	
a 区分A	234,300円
b 区分B	222,800円
c 区分C	204,500円
(2) 通所による指定施設支援を行う場合	
(一) 区分A	135,800円
(二) 区分B	127,800円
(三) 区分C	119,800円
□ 指定特定知的障害者通所授産施設の場合	
(1) (2)以外の場合	
(一) 通所による入所者の定員が20人の場合	
a 区分A	219,300円
b 区分B	203,400円
c 区分C	187,400円
(二) 通所による入所者の定員が21人以上40人以下の場合	
a 区分A	173,600円
b 区分B	163,000円
c 区分C	152,300円
(三) 通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合	
a 区分A	153,000円
b 区分B	146,600円
c 区分C	140,300円
(四) 通所による入所者の定員が61人以上の場合	
a 区分A	131,200円
b 区分B	126,600円
c 区分C	122,000円
(2) 分場において行う場合	
(一) 区分A	135,800円
(二) 区分B	127,800円
(三) 区分C	119,800円
注1 指定特定知的障害者入所授産施設（指定施設支援基準第2条第2号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設をいう。以下同じ。）又は指定特定知的障害者通所授産施設（指定施設支援基準第2条第2号ロに規定する指定特定知的障害者通所授産施設をいう。）（それぞれ指定施設支援基準第47条第1項に規定する分場を含む。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）において、指定施設支援を行った場合に、入所者の知的障害程度区分に応じて、それぞれ所定額を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定特定知的障害者授産施設の場合は、所定額の1000分の965に相当する額を算定する。	

2 区分Aに該当する者であって、重複障害者である入所者に対して、重度重複障害者加算として、指定特定知的障害者入所授産施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、1月につき31,100円を、同施設において、通所による指定施設支援を行った場合又は指定特定知的障害者通所授産施設において、指定施設支援を行った場合は、1月につき10,300円を所定額に加算する。	
3 入所者が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者（入所による指定施設支援を受けているものに限る。）に対して外泊を認めた場合は、当該期間中所定額の100分の80に相当する額を算定する。	
2 入所時特別支援加算	22,300円
注 新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）に、所定額を加算する。	
3 退所時特別支援加算	21,800円
注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第3章第2節の規定により当該指定特定知的障害者授産施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の知的障害者居宅支援その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定額を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定額を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。	
4 自活訓練加算（1月につき）	
イ 自活訓練加算Ⅰ	115,200円
ロ 自活訓練加算Ⅱ	145,500円
注1 指定特定知的障害者入所授産施設の管理者の意見に基づき、6月間の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると市町村が認めた入所者に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定知的障害者入所授産施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練（注2及び注3において「自活訓練」という。）を行った場合に、当該入所者1人につき6月間を限度として所定額を加算する。	
2 イについては、ロ以外の場合に、ロについては、自活訓練を行うための居室を、それ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定額を加算する。	
3 同一の入所者について、同一の施設支給決定期間中1回（さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる入所者にあつては、2回）を限度として加算する。	
第3 知的障害者通勤支援	
1 知的障害者通勤支援費（1月につき）	
イ 区分A	106,600円
ロ 区分B	99,400円
ハ 区分C	92,300円
注1 指定知的障害者通勤支援（指定施設支援基準第2条第3号に規定する指定知的障害者通勤支援をいう。以下同じ。）において、指定施設支援を行った場合に、入所者の知的障害程度区分に応じて、それぞれ所定額を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定知的障害者通勤支援の場合は、所定額の1000分の965に相当する額を算定する。	
2 入所者が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者に対して外泊を認めた場合は、入院期間中所定額の100分の80に相当する額を算定する。	
2 入所時特別支援加算	22,300円
注 新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）に、所定額を加算する。	